(メール通知) 5 障第 1422 号 令和 6 年 3 月 29 日

障害福祉サービス事業所・施設

設置主体法人代表者 様

障害児支援事業所・施設

愛媛県保健福祉部 生きがい推進局障がい福祉課長

# 令和6年度「福祉・介護職員等処遇改善加算」等に係る届出について

平素から、障がい保健福祉施策に格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。さて、令和6年度報酬改定において、福祉・介護職員処遇改善加算(以下、「旧処遇改善加算」)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(以下、「旧特定加算」)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算(以下、「旧ベースアップ等加算」)が一本化され、令和6年6月から「福祉・介護職員等処遇改善加算」(以下、「新加算」)が創設される予定です。

上記加算を算定する事業所等は、年度ごとに届出が必要です。

各事業者におかれましては、上記加算の算定要件を御確認の上、事業所や法人ごとに、 下記のとおり処遇改善計画書等を指定権者に届け出るとともに、各事業年度における加 算支払最終月の翌々月末日までに、処遇改善実績報告書を提出してください。

届出の提出にあたっては、別添の厚生労働省・こども家庭庁通知「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」等を御確認の上、手続きに遺漏のないようお願いします。

なお、令和6年度に上記加算を算定しない事業所(前年度に加算を算定している事業 所を除く)については、書類の提出は不要です。

「令和6年度当初の届出については、<u>計画書等の様式変更が行われた</u>ことから、特例的<sup>・</sup> に提出期限が4月 15 日(月)までとなっています。

# ※ 松山市指定の事業所等は、松山市の通知に従ってください。

記

#### 1. 令和6年度の処遇改善計画書等の提出について

計画書等提出にあたって、令和6年度からの主な変更点を抜粋して記載します。その 他詳細については、厚生労働省通知等で必ず御確認ください。

#### ①新加算への一本化

旧処遇改善加算、旧特定加算及び旧ベースアップ等加算が令和6年6月から一本 化されます。

新加算の施行にあたって、令和 6 年 5 月 31 日時点で旧 3 加算の全部または一部を算定している場合、新加算 I  $\sim IV$  の要件を直ちに充足して移行できる場合は新加算 I  $\sim IV$  に移行します。新加算 I  $\sim IV$  の要件を充足しておらず直ちに移行できない場合も、経過措置として、令和 6 年 6 月から令和 7 年 3 月までの間、旧 3 加算に相当する加算区分 V を算定できます。

加算区分の選択にあたって、旧3加算の組み合わせと新加算の区分の対応表が用

意されていますので、当該早見表や加算の算定要件を確認の上、新加算の区分選択 を行ってください。

なお、当該取扱いは令和7年3月までの経過措置であり、令和7年4月からはすべての事業所が新加算のI~IVのいずれかの加算区分に移行することができるよう、加算要件の確認や事業所内の環境整備を行っていただく必要があることに御留意ください。

# ②加算の対象職種の追加

就労定着支援の就労定着支援員、自立生活援助の地域生活支援員について、令和 6年4月以降、新たに処遇改善加算等の対象に加えられます。

#### ③職員間の配分ルール

新加算は、賃金改善額の職種間配分ルールが統一されます。加算の趣旨をふまえ、福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとなりますが、事業所内での柔軟な配分が認められます。

#### ④新加算の要件

新加算を算定するためには、①キャリアパス要件、②月額賃金改善要件、③職場環境等要件を満たすことが必要です。キャリアパス要件 I ~III、月額賃金改善要件 I は新加算を算定する全ての事業所に関係する要件のため御留意ください。令和6年度中は、年度内の対応を制約することで可とする特例等も設けられています。詳細は厚生労働省通知等を御確認ください。

# (1) 提出書類等

#### (ア) 処遇改善計画書

①令和5年度に旧処遇改善加算等を算定して		別紙様式7-1
お	らず、令和6年度から新規に旧処遇改善加	
算	等を算定する場合(6月以降、新加算Ⅲ・	
IV	を算定する場合のみ)	
2-	括で申請する事業所数が 10 以下の場合	別紙様式6-1・6-2
③上	記以外の場合	別紙様式2-1~2-4

# (イ)体制届(旧加算分)

#### ①【新規】 ・体制等に関する届出書(様式 令和5年度まで旧処遇改善加算等を算定し 第5号)(R6.4~) ておらず、令和6年度から新たに同加算を申 ·体制等状況一覧表(付表1) 請する場合 $(R6.4\sim)$ ②【変更】 ・体制等に関する届出書(様式 令和5年度に旧処遇改善加算等を算定してお 第5号)(R6.4~) り、令和6年4・5月から同加算の加算区分 ·体制等状況一覧表(付表1) を変更する場合(令和5年度に旧処遇改善加 $(R6.4\sim)$ 算のみ算定しており、令和6年度から新たに 旧特定加算や旧ベースアップ等加算を算定す る場合を含む。)

③【終了】 令和5年度に旧処遇改善加算等を算定しており、令和6年度に同加算を算定しない場合	<ul><li>・体制等に関する届出書(様式 第5号)(R6.4~)</li><li>・体制等状況一覧表(付表1)(R6.4~)</li></ul>
④【継続】	届出不要
令和5年度に旧処遇改善加算等を算定してお	
り、令和6年4・5月も前年度と同じ区分で	
同加算を算定する場合	

※体制等に関する届出書及び体制等状況一覧表については別途お知らせします。

# (ウ)体制届(新加算分)

# 【新規】【変更】【終了】 ・体制等に関する届出書(様式 令和6年度から新加算を算定する場合 第5号)(R6.4~) 同加算の加算区分を変更する場合 ・体制等状況一覧表(付表1)

 $(R6.6\sim)$ 

※体制等に関する届出書及び体制等状況一覧表については別途お知らせします。

## (エ) 就業規則等の関係書類

同加算の算定を終了する場合

- ①就業規則等(賃金・退職手当・臨時の賃金等 に関する規程を就業規則と別に作成してい る場合には、それらの規程も含む。) ②労働保険関係書類(労働保険に加入している ことが確認できる書類(労働保険関係成立 届、労働保険概算・確定保険料申告書、納付 書・領収書等))
- (2) 提出期限
  - ・令和6年4月又は5月サービス提供分から算定する場合(旧3加算)令和6年4月15日(月)必着 (令和6年度当初の提出期限の特例)
  - ・令和6年6月サービス提供分から算定する場合(新加算)

【処遇改善計画書】

**令和6年4月15日(月)必着** (令和6年度当初の提出期限の特例)

※ただし、上記期日までに届け出た計画の変更は、<u>令和6年6月14日(金)まで受付</u> 【体制届】

# 令和6年5月15日(水)必着

- ※ただし、計画の変更を届け出た場合には、令和6年6月14日(金)まで受付
- ・令和6年7月以降サービス提供分から算定する場合(新加算) 算定を受けようとする月の前々月の末日必着

#### 2. 令和5年度の処遇改善実績報告書の提出について

- (1) 提出書類等 福祉・介護職員処遇改善実績報告書等(別紙様式3)
- (2) 提出期限 令和6年7月31日(水)必着

※令和6年3月が最後の加算算定対象サービス提供月の場合

#### 3. 上記1及び2の提出書類の様式

下記県ホームページに掲載している各種様式により御提出ください。

https://www.pref.ehime.jp/page/6046.html

愛媛県トップページ>医療・福祉・子育て>障がい者福祉>障がい福祉課>サービス事業者>福祉・介護職員処 遇改善加算等に係る届出について

# 4. 上記1及び2の提出先及び提出方法

下記県ホームページに掲載しているインターネット入力フォーム(LoGoフォーム)から御提出ください。

https://www.pref.ehime.jp/page/6046.html

※松山市指定の事業所については松山市、基準該当事業所については指定権者の市 町へ御提出ください。

## 5. 留意事項

# (1) 複数の事業所等を有する法人について

複数の事業所等を有する法人は、処遇改善計画書を法人単位で一括して作成することが可能です。ただし、事業所ごとに指定権者が異なる場合は、処遇改善計画書及び実績報告書は法人で一括して作成の上、同じものを、それぞれの指定権者に届出してください。

(例:松山市指定事業所と東予地方局指定事業所を有する法人が、一括して計画書等を作成する場合は、松山市と東予地方局の両方への届出が必要)

## (2) 処遇改善計画等の周知について

必ず、すべての職員に対して、賃金改善を行う方法等(賃金改善の対象者、支 払いの時期、要件、賃金改善額等)について計画書や情報公表制度等を用いて周知 するとともに、就業規則等の内容についても周知してください。

また、職員から旧処遇改善加算等に係る賃金改善に関する照会があった場合は、 当該職員に対する賃金改善の内容について、書面を用いるなどして分かりやすく回 答してください。

#### (3) 賃金改善額と加算額について

加算として交付された金額については、その全額を、対象の職員の賃金改善に活用する必要があります。賃金改善額が加算額より多くなるよう御注意ください (同額以下は認められません)。

また、安定的な処遇改善が重要であることから、ベースアップ(賃金表の改訂により基本給又は決まって毎月支払われる手当の水準を一律に引き上げること)により行うことを基本としてください。

#### 6. 相談窓口

新加算や処遇改善加算の一本化に係るお問合せは、下記厚生労働省相談窓口にお願いいたします。

○福祉・介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省相談窓口 電話番号:050-3733-0230(受付時間:9:00~18:00(土日含む))

### 7. 提出方法等に関する問合せ先

(1) 今治市・新居浜市・西条市・四国中央市・上島町所在の事業所等東予地方局地域福祉課福祉指導グループ

TEL: 0897-56-1300 (内線 241 又は 284)

(2) 伊予市・東温市・久万高原町・松前町・砥部町所在の事業所等 中予地方局地域福祉課 福祉指導グループ TEL: 089-909-8756

(3) 宇和島市・八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町・松野町・鬼北町・愛南町所在の事業所等南子地方局地域福祉課福祉指導グループ

TEL: 0895-22-5211 (内線 381 又は 246)

- (4) 松山市所在の事業所等
  - ①指定障害福祉サービス事業所・施設等、指定障害児通所支援事業所
    - → 松山市(※松山市の通知をご確認ください)
  - ②指定障害児入所施設 → 中予地方局地域福祉課((2)と同じ)
- (5) 基準該当事業所 指定権者の市町障がい福祉主管課

### 8. 参考

加算の内容・考え方やQ&A及び事務処理手続き等については、別添通知等や 下記県ホームページを御確認ください。

https://www.pref.ehime.jp/page/6046.html